

NFT（デジタル画像）を活用した周遊促進事業委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

ユネスコ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の道内の構成資産及び関連資産（以下「縄文遺跡群の構成資産等」という。）への来訪者の増大と周遊を促進するとともに、若年層からの認知度の向上により、世界遺産登録の効果の波及拡大を図り、地域の賑わいの創出につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日(月)まで

3 業務の内容

(1) 業務概要

縄文遺跡群の構成資産等への訪問者にそれぞれデザインの異なるNFTを配布するスタンプラリーを開催し、NFTの活用といった新規性による広報効果や、参加者が周遊によって得たNFTコレクションをSNS等で発信することによる縄文の魅力発信・拡散効果を期待するとともに、全7箇所のNFTを取得した参加者には縄文遺跡群の構成資産等を訪問したことを証明する限定のNFTを配布することで周遊の促進を図るもの。

(2) 配布場所（QRコード設置場所）

- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産 6箇所
垣ノ島遺跡（函館市）
大船遺跡（函館市）
北黄金貝塚（伊達市）
入江貝塚（洞爺湖町）
高砂貝塚（洞爺湖町）
キウス周堤墓群（千歳市）
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産 1箇所
鷲ノ木遺跡（森町）

※関連資産については、遺跡への立入が制限されているためガイダンス施設とする。

(3) 業務内容

ア NFT作成業務

- ・縄文遺跡群の構成資産等を訪問した記念として配布する、場所ごとにデザインの異なるNFT（以下「訪問記念NFT」という。）7種類
- ・訪問記念NFT7種類を取得した参加者に配布するNFT（以下「制覇記念NFT」という。）1種類
- ・作成数は、訪問記念NFTは各1,000個、制覇記念NFTは500個とする。
※NFTの作成個数はあくまで目安であり、取得状況により増減に対応すること。
※NFTの作成にあたり、ブロックチェーンについては、パブリック型のブロックチェーンで、かつ汎用性の高いEthereumチェーン又はPolygonチェーンを採用すること。

イ NFT発行システム構築及び発行業務

- ・参加者がガス代（手数料）を負担することなくNFTを配布できるシステムとし、かつ、訪問記念NFTはその不正取得を防止するため、QRコード式とGPS式を組み合わせたシステムを構築する。
 - ・配布場所でのQRコード設置場所は、委託者と協議の上、決定し、受託者が設置する。
 - ・制覇記念NFTは、Webフォームから申込みのあった参加者に配布できるシステムを構築する。
- ※構築するシステムは、共通してios及びAndroidのいずれにも対応したものとすること。
また、バージョンは最新のものに対応すること。

ウ システム維持管理業務及び問い合わせ対応業務

- ・安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行うこと。
- ・不具合等への対応窓口を設け、不具合等があった場合には、これを速やかに修正すること。
- ・参加者及びQRコード設置場所の管理者からの問い合わせ対応を行うこと。
- エ スタンプラリーの名称の選定及び広報業務
 - ・当該スタンプラリーの名称やキャッチコピーを提案し、委託者と協議の上、決定すること。
 - ・より多くの参加者を募るため、スタンプラリー開催の効果的な広報業務を行うこと。
- オ 事業効果の分析
 - ブロックチェーンから得られる情報をもとにイベント参加者の来訪回数、周遊状況等を集計するほか、委託者があらかじめ示す内容のアンケート調査を実施すること。
- カ 報告書の作成
 - 本業務の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は紙媒体（A4判）1部及び電子媒体（CD-R等）1部とする。
 - なお、本業務における成果物（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 実績報告について

委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の実施結果等を記載した実績報告書を次のとおり提出すること。

- (1) 実施業務の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) 提出は紙媒体1部（A4判）及び同内容を格納した電子媒体（CD-R等）1部とすること。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）または単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体法及び法人以外の団体、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

6 審査項目

(1) 実施体制・業務遂行能力

- ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する知識を有しているか。
- イ 業務を遂行するうえで、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務体制が整っているか。
- ウ N F Tによる誘客業務の十分な実績を有しているか。
- エ 実施スケジュールが適切か。

(2) 企画提案の内容

- ア 作成するN F Tは縄文遺跡群の魅力が伝わり、周遊促進につながるデザインとなっているか。
- イ スタンプラリーの開催時期や期間は適切か。
- ウ スタンプラリーを開催するにあたり、広報の実施時期や方法は適切か。
- エ 事業目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見性が見られるか。

7 業務上の注意事項

- (1) 業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 予算上限額

6,522千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、本公募型プロポーザルは、令和5年北海道議会第2回定例会における予算の議決前に公告するものであるため、議決結果によっては、委託業務の内容変更及び予算上限額の増減又は事業中止となる場合がある。

9 委託期間

委託契約日から令和6年3月25日(月)まで

10 手続き等

プロポーザルに参加しようとする者は、事前に参加表明書及び関係書類を提出すること。

環境生活部文化局文化振興課において、資格の有無を審査し、結果を通知するとともに、資格を有する者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 企画提案説明書の交付

- ア 期間 令和5年6月20日(火)から令和5年7月4日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
- イ 場所 (5)の場所で交付する。
なお、北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室のホームページからダウンロードすることができる。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/)

(2) 参加表明書の提出

- ア 期限 令和5年7月4日(火)午後5時必着
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。
- エ 部数 1部
- オ 書類 参加表明書及び参加表明書に記載の関係書類

(3) 企画提案書の提出

- ア 期限 令和5年7月18(火)午後5時必着
- イ 場所 (5)に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。
- エ 部数 7部(法人名等については、1部のみ記載し、残り6部についてはそれらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)
- オ 書類 企画提案書

(4) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。
「件名」に【質問：NFT（デジタル画像）を活用した周遊促進事業委託業務<企業名>】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。

なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。

(5) 担当部局

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目日本庁舎12階

電話（代表）011-231-4111 内線24-145（直通）011-204-5168

FAX 011-232-8695

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本事業の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通過

日本語及び日本円

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

10(5)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。

ただし、提出者が6者以上の場合には、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。